

## 令和8年度上尾市子育て世帯訪問支援業務実施事業者募集要項

上尾市（以下「本市」という。）では、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を対象に、その家庭を訪問し、家事・子育て等の支援を行う事業を実施する。については、本事業の業務の実施事業者を募集するもの。

なお、本要項に基づく実施事業者の募集は、本事業の実施に係る令和8年度予算案が、上尾市議会において可決されることにより成立する。可決されなかった場合には、募集を行わなかつたものとして取り扱うが、応募及びその準備等に係る損害賠償等には一切応じないものとする。

### 1. 業務の概要

本市は、次の業務を子育て世帯訪問支援業務実施事業者（以下「受託事業者」という。）に委託して実施するものとする。

#### （1）委託業務名

上尾市子育て世帯訪問支援業務（単価契約）

#### （2）業務の仕様

別添「上尾市子育て世帯訪問支援業務（単価契約）特記仕様書」のとおり

#### （3）事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日

### 2. 応募要件

事業の実施に対して意欲を有し、かつ、児童福祉に理解を持つ事業者であつて、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと
- （2）応募書類の提出期限日から契約決定日までの期間に、上尾市の締結する契約からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成8年8月9日市長決裁）の規定に基づく指名除外の措置を受けていないこと
- （3）応募書類の提出期限日から契約決定日までの期間に、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと
- （4）法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと
- （5）令和7・8年度「上尾市少額等随意契約希望者登録者名簿」、もしくは「上尾市物品等競争入札参加資格者名簿」に登録済み又は申請済みであること
- （6）次の（ア）～（エ）のいずれかに該当する事業者
  - （ア）介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第114条の規定に基づき訪問介護に係る指定

## 居宅サービス事業者の指定を受けている者

- (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項及び障害者総合支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 34 条の 7 の規定に基づき居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者
  - (ウ) 事業の安定した運営及び適切な事業実施が確保できると認められる社会福祉法人等の事業者
  - (エ) 次のいずれかの条件を満たす事業者で、妊産婦や乳幼児等のいる家庭での家事又は育児支援の実績が 2 年以上ある者
    - (ア) 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟していること
    - (イ) 保健師、助産師、看護師、保育士、幼稚園教諭又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の管理者のいずれかの資格を有する者による相談体制をもって家事又は育児支援事業を実施していること
- (7) 本業務の趣旨を十分に理解し、業務を実施するために必要な体制を備えており、業務を計画的かつ的確に遂行できること

### 3. 応募について

#### (1) 募集スケジュール

① 上尾市ホームページでの公募開始日

令和 8 年 1 月 28 日（水）

② 応募書類提出期間

令和 8 年 1 月 28 日（水）～令和 8 年 2 月 25 日（水）

③ 審査結果通知予定日

令和 8 年 3 月 11 日（水）

④ 契約予定日

令和 8 年 4 月 1 日（水）

ただし、2. 応募要件（5）に示す各名簿での登録状況が「申請済み」で、4 月 1 日までに登録が完了しない場合は登録が確認できた日以降を契約締結日とする。

#### (2) 提出方法

提出書類を「8. 担当部署（連絡先および応募書類提出先）」まで直接持参（土日祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時）または郵送（令和 8 年 2 月 25 日（水）必着）

#### (3) 提出書類

① 上尾市子育て世帯訪問支援業務実施事業者申請書（別紙 1）

② 上尾市子育て世帯訪問支援業務実施事業者申請に係る誓約書（別紙 2）

③ 事業者の概要（別紙 3）※個々の事業所がある場合は、各事業所分を提出

#### 4. 質問について

##### (1) 受付期間

令和8年1月28日（水）～令和8年2月10日（火）午後5時まで

##### (2) 質問方法

別紙「質問書」に必要事項を記載し、電子メールにて「8. 担当部署（連絡先および応募書類提出先）」へ提出

※電子メール以外での質問は受け付けません。

※表題を「上尾市子育て世帯訪問支援業務質問（業者名）」とし、メール送信後、「8. 担当部署（連絡先および応募書類提出先）」に送信確認の電話をしてください。

※電子メールを送信する際は、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出および駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

##### (3) 回答

事業者から質問があった場合は、随時、本市ホームページ（募集要項等掲載ページ）にて回答する。最終回答日時は、令和8年2月18日（水）午後5時とする。

#### 5. 審査について

期間内に提出された書類一式により審査を行い、審査結果を応募者に通知する。なお、審査の一環として、提出書類③事業者の概要（別紙3）に記載した内容等について、確認のため、事業者へ直接聞き取りをする場合がある。

受託事業者として、本業務の遂行に問題がなく、本市が適当であると判断した場合、そのすべての事業者を受託事業者として決定し、業務委託契約書を送付する。

#### 6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 2の応募要件を満たさない場合
- (2) 応募書類提出期間を過ぎて書類が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 業務を履行することが困難と認められる場合
- (5) 応募に際して不正行為があった場合

#### 7. その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、当該審査以外の目的に無断で使用しない。

8. 担当部署（連絡先および応募書類提出先）

〒362-8501

埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

上尾市こども未来部こども家庭保健課

電話：048-783-4964

FAX：048-774-5342

E-mail：s172100@city. ageo. lg. jp